厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業) 分担研究報告書

1.英国の建設業における安全衛生の考え方に関する調査結果報告

吉川直孝	独立行政法人労働安全衛生総合研究所主任研究員
大幢勝利	独立行政法人労働安全衛生総合研究所労働災害調査分析センター長
日野泰道	独立行政法人労働安全衛生総合研究所上席研究員
高橋弘樹	独立行政法人労働安全衛生総合研究所主任研究員
	大幢勝利 日野泰道

研究要旨 今年度は、英国の建設業における安全衛生の考え方を調査す るため、英国の安全衛生機関等を訪問し、行政施策等のロンドンオリン ピック 2012 への効果を調査した。調査の結果、建設プロジェクトにおけ る設計、施工、供用、補修、解体といった一連の流れの中で、発注者、 設計者、施工者、作業員が一体となり共同で安全衛生に取り組み、成果 を挙げていることが明らかとなった。

A.研究目的

東京オリンピック 2020 の会場整備、イン フラ整備等の事業において、労働災害をで きる限り低減させることも視野に、本研究 では、英国の行政施策等のロンドンオリン ピック 2012への効果を調査することを目的 とした。

英国はロンドンオリンピック2012の会場 整備、インフラ整備等の事業に関わる死亡 災害をゼロにした経緯がある。また、英国 はいち早く発注者や設計者への責務を施工 者の責務とともに罰則付きで規定した国で もある。同規則は、建設(設計とマネジメ ント)規則(Construction(Design and Management)Regulation、以下「CDM」とい う。)という。同規則は、1994年に初めて発 出され、2007年、2015年と改正されている。 同規則についてもその内容や改正経緯も含 めて調査した。

B.研究方法

2015年9月7日~9月11日という日程で、 英国の建設業における安全衛生の考え方を 調査するため、同国のバクストン及びロン ドンの安全衛生機関等を訪問した。

今回の調査対象は多岐にわたり、英国の 安全衛生庁(Health & Safety Executive、以下 「HSE」という。)、安全衛生研究所(Health & Safety Laboratory、以下「HSL」という。)、 労働組合会議(Trades Union Congress、以下 「TUC」という。)、英国産業連盟 (Confederation of British Industry、以下 「CBI」という。)等である。

調査は、近畿大学の三柴丈典教授や厚生 労働省の武部憲和中央労働衛生専門官とと もに実施した。

図-1 は、HSE 及び HSL との意見交換の様 子である。場所は英国のバクストンにある HSL である。また、TUC との意見交換後に 撮影した写真を図-2 に示している。場所は、 ロンドン市内にある TUC である。

C.研究結果

英国では、「リスクを発生させる人又は組 織が、リスクを除去又は低減する責任を負 う。」という大原則がある。「リスクを発生 させる人又は組織」とは、オリンピック等 の会場整備やインフラ整備事業等では、発 注者に当たる。なぜなら、発注者が、土地



図-1 HSE 及び HSL との意見交換(HSL にて)



図-2 TUC との意見交換 (TUC にて)

を整備し、そこに構造物を建設する事業を 興すからである。そのように考えると、確 かに存在していなかったリスクが、発注者 によって発生するわけであり、発生させた 本人又は組織自体がそれを管理(除去又は 低減)することは理にかなっている。ただ し、発注者は往々にして専門的な知識を有 していないため、設計者、施工者、作業員 等と協力してリスクを管理する。

そのような考え方もすぐに生まれてきたわけではなく、CDM が初めて発出されたの

が1994年ですが、2000年まではそれがあま り受け入れられることもなく、効果が見ら れなかったそうである。長期的には減少に 向かっていた労働災害であったが、2000年 にかけて反対に死亡災害が増加し、1つの現 場で4名もの尊い命が失われる事故も発生 した。その事故は、当時のトニー・ブレア 政権の副首相であったジョン・プレスコッ ト(John Prescott)の選挙区で発生したため、 ジョン・プレスコットは非常にショックを 受け、業界団体の CEO を集めた会議を開催 表-1 ロンドンオリンピック 2012 に係るリスク低減に重要な影響を与えた責任者とその 役割と影響(発注者と CDM コーディネーター)

責任者	役割と影響
発注者	 ODA は、安全衛生が最初からその最優先事項であると述べ、一貫してこのメッセージを強調 してきた - ODA の影響と強いリーダーシップは、本プロジェクトを通じて常に引き合いに出 されてきた ODA は、人々がオリエンテーション、ツールボックス会議および行動の安全衛生イニシアチ ブに参加するための時間と費用を与えた - これは、関与と文化の改善に役立った ODA は、CDM 2007 戦略の策定に影響を与えた - この戦略は、CDM 2007 の基本的要件の範 囲を超えた パッケージごとに ODA スポンサーが任命された - 彼らは、CDM 発注者として機能した CLM は、オリンピック・パークに CDM インテグレーターを配置した - 共通のアプローチで、 均一に高い水準の CDM 調整をもたらすことを目的として、CDM コーディネーターを管理する ため。CLM は、CH2M ヒル社(CH2M Hill)、レイン・オルーク社(Laing O'Rourke)および メイス社(Mace)からなるコンソーシアムである ODA の実施パートナーである。 ODA は、CDM コーディネーターを比較的早期に任命した - 設計工程の早い段階において、 または設計・建設チームの一員として CLM は、CDM コーディネーターに不足分を補うよう要請した CLM は、設計者による環境規則の遵守を監査した - 設計において職場規則の要件が満たされ たか確認するため
	 ODA/ CLM は、適正能力の把握に魚点を当てた – ロンドンオリンピック 2012 に関して、すべての組織と個人に必要とされる能力レベルが、複雑な建設計画に適合するレベルに設定された
CDM コーデ ィネーター	 CDM コーディネーターの継続性は、設計および施工フェーズの両方において同じCDM 課題 デームを用いることによってもたらされた - 設計段階の情報および検討を施工チームが利用 できるように CDM コーディネーターは施工フェーズ計画の監視を行った - ブロジェクト期間中、計画が 「生きた」文書のままであるように CDM コーディネーターは、毎月集まった - 作業に関する意見交換および見直しを行い、教訓 を共有するため CDM コーディネーターは、「次報告書を提出した - 設計チームが、パッケージの施工者、ユ ーザーおよび保守管理者に対する安全衛生リスクの除去および低減に協力して取り組んでい ることを実証するために CDM コーディネーターは、設計書査プログラムを設けた - 審査プログラムは、各プロジェク トのデザイン・ディベロップメントに適合していた(例えば、重要な問題や懸念に対処するた め、またはその問題に先立ち、設計者のアウトプットの形式的な設計段階審査に着手するた め)。そして、設計審査が行われた際には、CDM コーディネーターが主導した 統合リスクレビューが行われた - コスト、計画、技術および安全衛生リスクが同時に考慮さ れた CDM コーディネーターは、設計段階の間に、同いかけ撮影を設けた - これには、通常、早い 段階から設計ミーティングに参加し、設計者に対し、具体的な問題を考慮したのか、または提 案されたアブローチはとるべき最善のアブローチなのかについて厳密に問いかけることが含 まれた CDM コーディネーターは、適正能力の把握に無点を当てた - ロンドンオリンピック 2012 に局 して、すべての組織と個人に必要とされる能力レベルが、複雑な建設計画に適合するレベルに記 定された

した。同会議で、建設工事中の死傷災害の 被災者、加害者的な立場の者、被災者の所 属する企業の CEO、被災者の家族等のイン タビュー動画¹⁾を流した。そのインタビュー 動画は、非常にパワフルで、それを見終わ った会場が数分間静寂に包まれたというこ とである。今回インタビューした HSE、HSL の担当者らが言うには、そこで英国におけ る「Safety Culture (安全文化)」が変わった と感じたということであった。

現在の英国の「Safety Culture(安全文化)」 とは、発注者、設計者、施工者、作業員が 自ら安全衛生について真摯にとらえ、リス クを洗い出し、リスクを除去又は低減する 表-2 ロンドンオリンピック 2012 に係るリスク低減に重要な影響を与えた責任者とその 役割と影響(設計者と主施工者)

責任者	役割と影響
設計者	 調整および協力が十分に行われた - 特に、設計者と施工者の間で CDM コーディネーターが推進した設計審査の結果として、変更が行われた - 当初の提案と比較して、リスクを軽減する施工または運用方法の選択につながった 設計者は、すべての図面に SHE ボックスを採り入れた - 安全・衛生・環境
	(safety-health-environment:SHE)リスクボックスが、すべての標準的な図面テンプレート上に設けられ、有能な施工者には稀なまたはなじみのないリスクを挙げること、または「有能な施工者にとって目立ったまたはなじみのないリスクはない」と述べることを義務付けた
	 ・ ・ ・
	続期間にわたるリスクが軽減した 設計上の決定に起因する具体的なリスク低減対策(多くの場合、施工者と協力して取られた) には以下が含まれた。
	 備カンチレバー支持システム – 高所作業および過度なコンクリートへの穴あけを回避するため メンテナンスのためのアクセス – 最初から組み込まれた 現場外組み立て – 高所作業を含む現場での建設作業を最小限に抑えるため
	 ・ 鉄加工業者との早期関与 – ビルダビリティーの強化を組み込むためであり、これによって、組み立て・施工に係る時間を節約し、組み立て・施工リスクへの暴露を軽減した
主施工者	 ティア1施工者はそれぞれ、怪我や健康障害を減少させるための独自の取りの取り組みや目標を 有していた – 取り組みはすべてタイトルこそ異なるものの、目的は共通していた
	 ・ ・ ・
	 ティア1施工者は、他の場所で得た教訓を他のティア1施工者と共有した – ティア1施工者は、 教訓をロンドンオリンピック 2012 において適用しただけでなく、より広範な業務においても普及 させた
	• 作業員が関与し、安全衛生に関する意見提供が求められた - 作業員は、見解および意見を求められ、誰もが自分自身や他人に対して責任を負っており、危険とみなす場合はその作業を停止する ことができるということを認識させられた。関与は、ボトムアップ方式で行われた
	上級管理者による作業員への関与 – これにより、メッセージを伝達し、安全衛生がどれ程重要視 されているかを示すことができると考えられた。
	 ニアミス報告システム – これは文化を変えるのに役立った。当初、ニアミス報告への懸念(ニア ミス報告が管理者または作業員によってトラブルメーカーとみなされる場合)があり、立ち後れ たものの、システムは認められるようになり、報告されるニアミス件数は著しく増加した
	• 行動の安全衛生計画 – 人々(あらゆるレベルおよび分野の)の安全衛生および自分自身や他人への責任に対する見方を変えることにより文化を変えることを目指した
	 高水準の重視 - 監督者は、トレーニングを受けており、現場作業員がその日に何を求められているか自覚するよう、彼らに対して日々の活動の説明を行った 主施工者は、適正能力の把握に焦点を当てた - ロンドンオリンピック 2012 に関して、すべての
	 組織と個人に必要とされる能力レベルが、複雑な建設計画に適合するレベルに設定された 発注者への引き継ぎのため、主施工者によって安全衛生ファイルが準備された - これらは、CLM が定める標準的な現場共通形式で作成され、関連する CDM コーディネーターに提出された

ためにどうしたら良いかを真剣に考え、共 同で取り組むことである。

それ以降、政府(HSE や HSL)と業界団 体が一丸となって、安全衛生に取り組むこ ととなった。そのような中、HSE は、ロン ドンオリンピック 2012 の準備をおよそ6年 前から始めている。CDM が改正されたのも 2007 年であるため、おそらくロンドンオリ ンピック 2012 を見据えてのこともあったと 推察される。ロンドンオリンピック 2012 の 準備に当たって HSE が具体的に実施したこ とは、オリンピック開発庁(Olympic Delivery Authority、以下「ODA」という。)を発注者 として、発注者が開催する連絡協議会等に

表-3 ロンドンオリンピック 2012 に係るリスク低減に重要な影響を与えた責任者とその 役割と影響(施工者)

責任者	役割と影響
施工者	 施工者は設計段階で参加した - そして、彼らの経験は、建造物の建築をより容易かつ安全に するために用いられた 調整および協力が十分に行われた - 特に、設計者と施工者の間で 高水準の監視 - 監督者は、トレーニングを受けており、現場作業員がその日に何を求められて いるか自覚するよう、彼らに対して日々の活動の説明を行った 作業員が関与し、安全衛生に関する意見提供が求められた 作業員は、見解および意見を求め られ、誰もが自分自身や他人に対して責任を負っており、危険とみなす場合はその作業を停止 することができるということを認識させられた。関与は、ボトムアップ方式で行われた 行動の安全衛生計画 - 人々(あらゆるレベルおよび分野の)の安全衛生および自分自身や他人 への責任に対する見方を変えることにより文化を変えることを目指した ニアミス報告が管理者または作業員によってトラブルメーカーとみなされる場合)があり、立ち 後れたものの、システムは認められるようになり、報告されるニアミス件数は著しく増加した

積極的に参加し、安全衛生を支援したこと である。連絡協議会は、発注者、設計者、 施工者等で構成され、考えうる全てのリス クを洗い出し、それらリスクの除去又は低 減を図ることを目的とした²⁾。ここで重要な ことは、HSE がリスクの責任を負うわけで はないことである。先述したように、あく までリスクの所在は、リスクを発生させる 人又は組織にある。HSE の役割は、リスク の洗い出し、リスクの除去又は低減を促す ことである。

このように政府と業界団体が一体となり 安全衛生に取り組んだことで、死亡災害は ゼロになった。延べ労働時間数は約 8000 万 時間にのぼったが、傷害・疾病・危険発生 報告規則(Reporting of Injuries、Diseases and Dangerous Occurrences Regulations)に基づい た報告もわずかに 150 以下に留まり、度数 率もわずか 0.16 であった。

一方、CDM2007 には特徴的なことが見ら れる。それは CDM コーディネータ (CDM coordinator、以下「CDMC」という。)を設 けたことである。発注者は往々にして専門 的な知識を有していないため、CDMC は発 注者へのアドバイスを行うとともに設計者、 施工者等と発注者との連絡調整も行ってい た。

それぞれ、発注者、CDMC、設計者、施 工者等のロンドンオリンピック2012におけ る役割と影響については、「London 2012: The Construction (Design and Management) Regulations 2007 Dutyholder roles and impact」 という HSE の報告書に詳細にまとめられて いる。表-1 ~ 表-3 はそれらの一部を抜粋し たものである。また、CDM から得られた利 点についても表-4 と表-5 にまとめられてい る。

ただし、CDMCは、コンサルタントが主 に担っていたため、担当する建設プロジェ クトに共同に取り組むという意識を生まず、 どちらかというと第3者的な役割に留まり、 うまく機能しなかった例が多く見られた。

そこで、実質的に建設プロジェクトに共同で取り組むため、CDM2015 では、CDMC を廃止し、新たに Principal Designer(主設計 者)という役割を与えた。主設計者は、建 設プロジェクトの設計を担うだけでなく、 CDMC の役割であった発注者へのアドバイ ス、設計者や施工者間の連絡調整の役割も 担う。

CDM の改正のように、英国では、規則に 関しても PDCA (Plan、 Do、 Check、 Act) が徹底している。つまり、規則を企画・立 案(Plan)し、実行(Do)し、チェック(Check) する。その規則に改善の余地が認められれ ば、より良いものへ改善(Act)する。Act は何かしらの動きであるため、継続も含ま れると考えられる。

ただし、これらを含めた HSE の行政施策 は、TUC や CBI へのインタビューによると、 必ずしも良い面ばかりではない。HSE では 公認実施準則 (Approved Code of Practice、

要件	 サイクルトラックの形状に沿った屋根 過密計画内での完了
複雑化させる要因	
解決策	 当初、ケーブルネット法が検討されたが、鋼板製屋根を支持して、建設計画のリスクとコストの観点から考慮に入れられなかった 主施工者が任命された際に、統合チームは、ケーブルネット屋根の設計を再検討し、ケーブルネット屋根はわずかに高価であるものの、大きなメリットを有することが分かった
ケーブルネット集 の利点	 建設計画が6ヶ月短縮された 組み立てを地上で行い、所定の位置にジャッキで上げることができるため、高所作業の 必要がなくなった 屋根はメンテナンスフリーであるため、運用中の高所作業の必要がなくなった
チームメンバーか らのコメント	 施工者も設計者も、自分たちだけでは最終的な解決策を考え出すことができなかったであろう。統合チームは、最善の解決策をもたらした 顧問形態で活動する HSE からの情報は貴重であった

表-4 競輪場の屋根の建設において、CDM 2007 から得られた利点

表-5 鋼箱桁橋梁の建設において、CDM 2007 から得られた利点

要件	 安全、迅速かつ費用効率良く建設できる橋
複雑化させる要因	 ・ 設計が開始されていなかったため、鋼加工業者がまだ任命されていなかった
解決策	 一部の橋梁構造物の設計者は、最善の解決策と幾何学的配置を確認するために、非常に早い段階で鋼加工業者と協議を行った
鉄加工業者との早い 段階での協議におけ る利点	 これらの橋梁設計の組み立ておよび施工に関して言えば、彼らはすでにビルダビリティーの強化を組み込んでおり、したがって、組み立て・施工に係る時間は節約され、組み立て・施工リスクへの暴露は軽減される
チームメンパーから のコメント	 設計者が加工業者との協議においてイニシアチブを取っていなかったならば、橋には大幅な再設計(遅延を伴う)が必要であったか、橋の組み立てにはより多くの時間を要し、施工にはより多くの費用がかかっていた可能性がある。

以下「ACOP」という。)という実施準則が ある。ACOP とは、法律を遵守する方法に ついてアドバイスを与えるもので、規則で 「適切かつ十分な(suitable and sufficient)」 などという表現が使われている場合、ACOP ではこの表現が具体的な状況の中でどのよ うなことを求めているかを説明している。

HSE では ACOP の数を減らそうという動 きがある。TUC は労働者の団体ですから、 法律や規則をわかりやすく解説した ACOP が減ると困る。一方、CBI は大手企業の団 体であるため、よりビジネスチャンスを考 えており、少しでも HSE による規制は少な い方が良いと思っている。CBI が言うには、 ACOP には満足しているが、これ以上の事 務の増大は望ましくないと思っているよう である。CDM2015 についても今までの規則 (CDM2007)で満足していたにも関わらず、 また改正され、また新たな書類作成作業が 増えるのではないかと懸念しているとのこ とであった。

さらに、HSE の監督官が建設工事現場を 視察し何らかの安全衛生の向上を指導した 場合、指導された側はその監督官の時間給 を支払わなければならない。今まで築き上 げてきた業界団体とHSE との信頼関係がこ れにより少しずつ失われているようである。 つまり、HSE が PDCA を回し安全衛生の理 想像へ近づけるスピードとそれを実行する 業界団体の側に隔たりが生まれつつある。

D.考察

以上を鑑みると、英国のやり方がそのま ま日本に適用できるとも限らない。重要な ことは、これまで築きあげてきた日本の安 全衛生の利点を失わず、海外の利点を日本 独自の形に修正を加えつつ取り入れること である。日本と英国ではその文化や考え方 が異なるからである。どのようにすべきか、 これから日本全体で模索していかなければ ならないが、例えば一つには中央労働災害 防止協会が掲げるゼロ災運動 (http://www.jisha.or.jp/zerosai/zero/file01.htm 1: 中央労働災害防止協会のサイトへ)を施 工者間で留めるのではなく、設計者、発注 者まで拡張することも考えられる。つまり、 発注者、設計者が施工、供用、維持管理、 解体又は改修といった一連の建設プロジェ クトの流れの中で安全衛生に積極的に関与 することである。それらの安全衛生を企画、 設計段階から連絡協議会等において具体的 に考えることが重要である。

日本はこれまでも様々な事柄に対し、海 外の国を参考にしつつ、より良いものを生 み出してきた。安全衛生の文化(Health & Safety Culture) た日本独自のより良いものを 建設できると信じている。

E . 結論

英国の建設業における安全衛生の考え方 を調査するため、英国の安全衛生機関等を 訪問し、行政施策等のロンドンオリンピッ ク 2012 への効果を調査した。調査の結果、 発注者、設計者、施工者、作業員が一体と なって、建設プロジェクトにおける設計、 施工、供用、補修、解体といった一連の流 れの中で、共同で安全衛生に取り組み、成 果を挙げていることが明らかとなった。

謝辞

HSE のサイトへのリンクにつきましては、 HSE に許可をいただき掲載しております。 ここに示して謝意を表します。

参考文献

- HSE website : Turning Concern into Action, http://www.hse.gov.uk/construction/resourc es/turning-concern-into-action.htm .
- Frontline Consultants for the Health and Safety Executive and the Institution of Civil Engineers 2012 : London 2012: The Construction (Design and Management) Regulations 2007 Dutyholder roles and impact http://www.hse.gov.uk/research/rrpdf/rr941. pdf, 2012.
- F.研究発表
- 論文発表 豊澤康男、大幢勝利、吉川直孝;日英比較 に基づく建設工事の労働安全衛生マネジ メント等の検討、土木学会論文集F6(安 全問題) 71(2)、I_1-I_12、 2015.

2. 口頭発表

吉川直孝、豊澤康男、高橋弘樹、大幢勝 利;英国・米国における建設工事安全に 関する実態調査.安全工学シンポジウム 2015、OS-2計画から維持管理・解体まで の土木工事の安全、 講演予稿集、 pp.86-89、2015. 吉川直孝、高橋弘樹、豊澤康男、大幢勝 利;英国・米国における建設安全衛生施 策の調査.平成27年度版 建設業安全衛 生年鑑、 p.90、2015.

G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし。